

○国立大学法人埼玉大学公印規則

〔平成16年4月1日
規則第97号〕

改正	平成16.10.1	16規則171	平成17.1.1	16規則189
	平成17.6.30	17規則9	平成18.4.1	18規則34
	平成18.4.1	18規則105	平成18.6.8	18規則113
	平成19.4.1	19規則42	平成20.1.24	19規則90
	平成20.3.1	19規則97	平成20.4.1	20規則12
	平成20.8.7	20規則89	平成20.12.26	20規則117
	平成21.2.26	20規則128	平成22.3.29	22規則18
	平成24.9.28	24規則34	平成24.11.30	24規則51
	平成26.3.28	25規則57	平成26.10.23	26規則19
	平成27.3.20	26規則105	平成27.4.23	27規則4
	平成28.3.29	27規則80	平成28.9.29	28規則9
	平成29.1.19	28規則23	平成29.3.28	28規則37
	令和2.3.26	元規則42	令和3.8.25	3規則9
	令和3.10.28	3規則12	令和4.3.17	3規則40

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）において使用する公印に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部、教育学部附属教育実践総合センター、教育学部附属特別支援教育臨床研究センター、附属学校及び事務局をいう。

2 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

3 この規則において「組織印」とは、埼玉大学、部局その他本学に置く組織又は施設（以下「組織等」という。）の名称を刻印した公印をいう。

4 この規則において「職印」とは、学長、部局の長その他の役員又は教職員でその職務権限が定められた者の職名を刻印した公印をいう。

5 この規則において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって、その使用により公印と同様の効果を得ることを目的とするものをいう。

(公印の種類)

第3条 公印の種類、寸法及び公印管守責任者は、別表第1に定めるとおりとする。

2 特別の用途に使用する公印の種類、寸法、用途及び公印管守責任者は、別表第2のとおりとする。

(公印の形式)

第4条 公印の形式は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に、刻印すべき組織等の名称又は職名を明瞭な字体をもって浮き彫りにするものとする。

この場合において、「印」又は「之印」の文字を加えて彫刻することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の用途に使用する公印であつて、同項に規定する形式によりがたいものについては、適宜その形式を定めることができるものとする。

(公印の印材)

- 第5条** 公印の印材には、容易に磨滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(公印の作成等)

- 第6条** 部局の長は、公印を作成し、又は改刻したときは、公印作成（改刻）届（別記第1号様式）により学長に届け出なければならない。

(公印の廃止)

- 第7条** 部局の長は、当該部局に係る公印を廃止したときは、公印廃止届（別記第2号様式）により学長に届け出なければならない。

- 2 廃止した公印は、廃止の日から5年間保存しなければならない。

(公印の管守)

- 第8条** 公印管守責任者は、公印が適切に使用されるよう公印を管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

- 2 公印管守責任者は、公印簿（別記第3号様式）を備え、これに新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

(公印の使用等)

- 第9条** 公印の使用を必要とする場合は、発送しようとする文書に決裁済みの原議書を添えて、公印管守責任者に公印の使用を請求するものとする。

- 2 公印管守責任者又はその命を受けた職員は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、発送しようとする文書と決裁済みの原議書と照合した上で、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した職員に押印させるときは、公印管守責任者又はその命を受けた職員はその押印に立ち会わなければならない。

(公印使用の特例)

- 第10条** 前条第1項の規定にかかわらず、特別の事情により、発送しようとする文書に決裁済みの原議書を添えることができないときは、その理由を付して公印管守責任者に公印の使用を請求することができる。

- 2 公印管守責任者は、前項の請求の理由が適正であると認めるときは、公印の使用を承認するものとする。

- 3 公印管守責任者は、前項の規定により公印を使用させたときは、決裁済みの原

議書の確認等必要な事後措置をとるものとする。

第 1 1 条 第 2 条第 4 項に規定する職務権限が定められた者が事故等によりその職務を遂行できない場合において、事務代理、事務取扱等を命ぜられ、その職務を代行する者は、その職務を代行される者の職印を使用するものとする。

(押印の特例)

第 1 2 条 次の各号に掲げる場合には、公印管守責任者の承認を得て、公印の押印とみなすことができる。

- (1) 文書の名義者又は専決者が自筆署名する場合
- (2) 一定の字句からなる文書を多数印刷するもの又は定型的なもので、公印の印影を当該文書と同時に印刷する場合
- (3) 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で作成された文書で、公印の印影又は文書の名義者若しくは専決者の電子署名を当該文書と同時に出力する場合

2 前項第 2 号又は第 3 号の規定により公印の印影又は文書の名義者若しくは専決者の電子署名を文書に使用する者は、公印管守責任者又はその命を受けた職員による発送しようとする文書と決裁済みの原議書の照合を受けなければならない。

3 第 1 項の規定により公印の押印とみなした文書を作成した者は、当該文書の使用状況を明らかにしておくとともに、公印管守責任者の求めに応じ、その状況を報告しなければならない。

(公印の事故届)

第 1 3 条 部局の長は、公印を盗まれ、若しくは紛失し、又は公印の偽造若しくは変造を発見したときは、直ちに公印事故届（別記第 4 号様式）により学長に届け出るとともに、適宜の措置をとらなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16.10. 1 16規則171）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17. 1. 1 16規則189）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17. 6.30 17規則9）

この規程は、平成17年6月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則34）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則105）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 6. 8 18規則113）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則42）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 1.24 19規則90）

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則12）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則89）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.12.26 20規則117）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2.26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 3.29 22規則18）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 9.28 24規則34）

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24.11.30 24規則51）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26. 3.28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26.10.23 26規則19）

この規則は、平成26年10月23日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27. 3.20 26規則105）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 埼玉大学大学院文化科学研究科の印及び埼玉大学大学院文化科学研究科長の印並びに埼玉大学大学院経済科学研究科の印及び埼玉大学大学院経済科学研究科長の印については、改正後の第3条第1項別表第1の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該研究科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その公印監守責任者は、人文社会科学研究科学際系支援室事務長及び人文社会科学研究科経済系支援室事務長をもって充てる。

附 則（平成27. 4. 23 27規則4）

この規則は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 9. 29 28規則9）

この規則は、平成28年9月29日から施行し、平成28年9月15日から適用する。

附 則（平成29. 1. 19 28規則23）

この規則は、平成29年1月26日から施行する。

附 則（平成29. 3. 28 28規則37）

この規則は、平成29年3月28日から施行する。

附 則（令和2. 3. 26 元規則42）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 8. 25 3規則9）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3.10.28 3規則12）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公 印 の 名 称	寸 法	公印管守責任者
埼玉大学の印 国立大学法人埼玉大学長の印 埼玉大学長の印	30ミリメー トル平方	総 務 課 長
埼玉大学教養学部の印 埼玉大学経済学部の印 埼玉大学教育学部の印 埼玉大学理学部の印 埼玉大学工学部の印	28ミリメー トル平方	教養学部及び経 済学部にあつて は大学院人文社 会科学研究科支 援室事務長、教 育学部にあつて は教育学部支援 室事務長、工学 部及び理学部に あつては大学院 理工学研究科支 援室事務長
埼玉大学教養学部長の印 埼玉大学経済学部長の印 埼玉大学教育学部長の印 埼玉大学理学部長の印 埼玉大学工学部長の印	30ミリメー トル平方	
埼玉大学大学院人文社会科学研究科の印 埼玉大学大学院教育学研究科の印 埼玉大学大学院理工学研究科の印	28ミリメー トル平方	人文社会科学研 究科にあつては 大学院人文社会 科学研究科支援 室事務長、教育 学研究科にあつ ては教育学部支 援室事務長、理 工学研究科にあ つては大学院理 工学研究科支援 室事務長
埼玉大学大学院人文社会科学研究科長の印 埼玉大学大学院教育学研究科長の印 埼玉大学大学院理工学研究長の印	23ミリメー トル平方	
埼玉大学教育機構長の印	23ミリメー トル平方	教育企画課長
埼玉大学研究機構長の印	23ミリメー トル平方	研究推進・国際 連携課長
埼玉大学図書館の印	28ミリメー トル平方	図書情報課長
埼玉大学図書館長の印	30ミリメー トル平方	

情報メディア基盤センターの印	25ミリメートル平方	情報基盤課長
情報メディア基盤センター長の印	23ミリメートル平方	
ダイバーシティ推進センターの印	25ミリメートル平方	産学官連携・ダイバーシティ推進課長
ダイバーシティ推進センター長の印	23ミリメートル平方	
埼玉大学国際本部長の印	23ミリメートル平方	留学・国際交流課長
オープンイノベーションセンターの印 先端産業国際ラボラトリーの印	25ミリメートル平方	産学官連携・ダイバーシティ推進課長
オープンイノベーションセンター長の印 先端産業国際ラボラトリー所長の印	23ミリメートル平方	
社会調査研究センターの印	23ミリメートル平方	研究推進・国際連携課長
科学分析支援センターの印 総合技術支援センターの印	25ミリメートル平方	
科学分析支援センター長の印 総合技術支援センター長の印	23ミリメートル平方	
埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター長の印	27ミリメートル平方	同センター長
埼玉大学教育学部附属特別支援教育臨床研究センター長の印	27ミリメートル平方	同センター長
埼玉大学教育学部附属幼稚園の印 埼玉大学教育学部附属小学校の印 埼玉大学教育学部附属中学校の印 埼玉大学教育学部附属特別支援学校の印	25ミリメートル平方	附属幼稚園にあつては副園長、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校にあつては各副校長
埼玉大学教育学部附属幼稚園長の印 埼玉大学教育学部附属小学校長の印 埼玉大学教育学部附属中学校長の印 埼玉大学教育学部附属特別支援学校長の印	23ミリメートル平方	

埼玉大学事務局長の印	30ミリメートル平方	総務課長
埼玉大学事務局総務部長の印	23ミリメートル平方	総務課長
埼玉大学事務局研究・連携推進部長の印	23ミリメートル平方	研究推進・国際連携課長
埼玉大学事務局財務部長の印	23ミリメートル平方	財務課長
埼玉大学事務局学務部長の印	23ミリメートル平方	教育企画課長
埼玉大学国際交流会館の印	25ミリメートル平方	留学・国際交流課長
埼玉大学国際交流会館長の印	23ミリメートル平方	

別表第2（第3条関係）

公印の名称	寸法	用途	公印管守者 責任者
埼玉大学長の印	10ミリメートル平方	身分証明書用	人事課長
埼玉大学教育学部附属幼稚園の印 埼玉大学教育学部附属小学校の印 埼玉大学教育学部附属中学校の印 埼玉大学教育学部附属特別支援学校の印	60ミリメートル平方	卒業証書用	附属幼稚園にあつては副園長、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校にあつては各副校長
国立大学法人埼玉大学長の印	25ミリメートル平方	会計関係業務用 (契約、収入、支出、予算、決算等の会計事務、不動産管理事務、物品管理事務及び知的財産管理事務に関するもの)	財務課長
国立大学法人埼玉大学経理課長の印	17ミリメートル円		経理課長
国立大学法人埼玉大学領収印	25ミリメートル楕円		経理課長
国立大学法人埼玉大学図書館領収印	25ミリメートル楕円		図書情報課長

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

部局長名
氏 名

公 印 作 成 届
改 刻 届

このことについて、下記のとおり公印を^{作成}改刻したので、届け出ます。

印 影	
公 印 の 名 称	
刻 字	
印 材	
寸 法	
作 成 年 月 日 改 刻	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
用 途	
備 考	

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

部局長名
氏 名

公 印 廃 止 届

下記のとおり公印を廃止したので、届け出ます。

公 印 の 名 称	
寸 法	
用 途	
作成 改刻 届出年月日	年 月 日
理 由 等	
廃 止 年 月 日	

第3号様式（第8条関係）

公 印 簿

印 影	
印 の 名 称	
印 材	
寸 法	
作成・改刻年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
備 考	

第 4 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

部局長名
氏 名

公 印 事 故 届

下記のとおり公印に事故があったので、届け出ます。

公 印 の 名 称	
寸 法	
用 途	
作成 改刻 届出年月日	年 月 日
事故の発生年月日	年 月 日
処 置 の 内 容	
そ の 他 必 要 事 項	